

新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

現行 (令和6年1月以降適用版)										改定案 (令和6年10月20日以降適用版)									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	現行条文		編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	新条文	改訂理由	
1	1	0	0	0	0	0	第1編	共通編		1	0	0	0	0	0	第1編	共通編		
1	1	1	0	0	0	0	第1章	総則		1	1	0	0	0	0	第1章	総則		
1	1	1	1	0	0	0	第1節	総則		1	1	1	0	0	0	第1節	総則		
4	1	1	1	5	0	0	1-1-1-5	施工計画書		1	1	1	5	0	0	1-1-1-5	施工計画書		
4	1	1	1	5	1	0		1. 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。 この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は簡易な工事及び緊急を要する工事においては監督員の承諾を得て施工計画書の提出を省略することができる。 (1) 工事概要 (2) 計画工程表 (3) 現場組織表 (4) 指定機械 (5) 主要船舶・機械 (6) 主要資材 (7) 施工方法 (主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む) (8) 施工管理計画 (9) 安全管理 (10) 緊急時の体制及び対応 (11) 交通管理 (12) 環境対策 (13) 現場作業環境の整備 (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (15) その他		1	1	1	5	1	0		1. 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。 この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は簡易な工事及び緊急を要する工事においては監督員の承諾を得て施工計画書の提出を省略することができる。 (1) 工事概要 (2) 計画工程表 (3) 現場組織表 (4) 指定機械 (5) 主要船舶・機械 (6) 主要資材 (7) 施工方法 (主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む) (8) 施工管理計画 (9) 安全管理 (10) 緊急時の体制及び対応 (11) 交通管理 (12) 環境対策 (13) 現場作業環境の整備 (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (15) 法定休日・所定休日 (週休二日の導入) (16) その他	新規追加 (共通仕様書に準拠)	
7	1	1	1	16	0	0		1-1-1-16 工事の一時中止											
7	1	1	1	16	1	0		1. 発注者は、約款第21条第1項及び第2項の規定に基づき以下の各号に該当する場合には、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-1-49 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。								1. 発注者は、約款第21条第1項及び第2項の規定に基づき以下の各号に該当する場合には、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-1-50 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。			
11	1	1	1	26	0	0	1-1-1-26	工事完成検査		1	1	1	26	0	0	1-1-1-26	工事完成検査		
11	1	1	1	26	5	0		5. 検査職員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ。 (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等		1	1	1	26	5	0		5. 検査職員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ。 (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等 (3) 週休二日の履行状況	新規追加 (共通仕様書に準拠)	
13										1	1	1	32	0	0	1-1-1-32	週休二日の対応		
13										1	1	1	32	1	0		受注者は、4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する週休二日の実施に努め、その実施内容を監督員に報告しなければならない。	新規追加 (共通仕様書に準拠)	
13	1	1	1	32	0	0	1-1-1-32	工事関係者に対する措置請求		1	1	1	33	0	0	1-1-1-33	工事関係者に対する措置請求	条文追加による番号の修正	
13	1	1	1	33	0	0	1-1-1-33	工事中の安全確保		1	1	1	34	0	0	1-1-1-34	工事中の安全確保	条文追加による番号の修正	
15	1	1	1	34	0	0	1-1-1-34	爆発及び火災の防止		1	1	1	35	0	0	1-1-1-35	爆発及び火災の防止	条文追加による番号の修正	
15	1	1	1	35	0	0	1-1-1-35	後片付け		1	1	1	36	0	0	1-1-1-36	後片付け	条文追加による番号の修正	
15	1	1	1	36	0	0	1-1-1-36	事故報告書		1	1	1	37	0	0	1-1-1-37	事故報告書	条文追加による番号の修正	
15	1	1	1	37	0	0	1-1-1-37	環境対策		1	1	1	38	0	0	1-1-1-38	環境対策	条文追加による番号の修正	
19	1	1	1	38	0	0	1-1-1-38	文化財の保護		1	1	1	39	0	0	1-1-1-39	文化財の保護	条文追加による番号の修正	
19	1	1	1	39	0	0	1-1-1-39	交通安全管理		1	1	1	40	0	0	1-1-1-40	交通安全管理	条文追加による番号の修正	
21	1	1	1	40	0	0	1-1-1-40	施設管理		1	1	1	41	0	0	1-1-1-41	施設管理	条文追加による番号の修正	
21	1	1	1	41	0	0	1-1-1-41	諸法令の遵守		1	1	1	42	0	0	1-1-1-42	諸法令の遵守	条文追加による番号の修正	
24	1	1	1	42	0	0	1-1-1-42	官公庁等への手続等		1	1	1	43	0	0	1-1-1-43	官公庁等への手続等	条文追加による番号の修正	

新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

現行 (令和6年1月以降適用版)											改定案 (令和6年10月20日以降適用版)										
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由				
24	1	1	1	43	0	0	1-1-1-43	施工時期及び施工時間の変更	1	1	1	44	0	0	1-1-1-44	施工時期及び施工時間の変更	条文追加による番号の修正				
24	1	1	1	44	0	0	1-1-1-44	工事測量	1	1	1	45	0	0	1-1-1-45	工事測量	条文追加による番号の修正				
25	1	1	1	45	0	0	1-1-1-45	提出書類	1	1	1	46	0	0	1-1-1-46	提出書類	条文追加による番号の修正				
25	1	1	1	46	0	0	1-1-1-46	不可抗力による措置	1	1	1	47	0	0	1-1-1-47	不可抗力による措置	条文追加による番号の修正				
25	1	1	1	46	3	0		3. 約款第 30 条第 2 項に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、1-1-1-33 及び約款第 27 条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責とされるものをいう。							3. 約款第 30 条第 2 項に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、1-1-1-34 及び約款第 27 条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責とされるものをいう。						
25	1	1	1	47	0	0	1-1-1-47	特許権等	1	1	1	48	0	0	1-1-1-48	特許権等	条文追加による番号の修正				
25	1	1	1	48	0	0	1-1-1-48	保険の付保及び事故の補償	1	1	1	49	0	0	1-1-1-49	保険の付保及び事故の補償	条文追加による番号の修正				
26	1	1	1	49	0	0	1-1-1-49	臨機の措置	1	1	1	50	0	0	1-1-1-50	臨機の措置	条文追加による番号の修正				
26	1	1	1	50	0	0	1-1-1-50	公共工事等における新技術活用の促進	1	1	1	51	0	0	1-1-1-51	公共工事等における新技術活用の促進	条文追加による番号の修正				
26	1	1	1	51	0	0	1-1-1-51	石綿使用の有無	1	1	1	52	0	0	1-1-1-52	石綿使用の有無	条文追加による番号の修正				
26	1	1	1	52	0	0	1-1-1-52	道路施設台帳の作成	1	1	1	53	0	0	1-1-1-53	道路施設台帳の作成	条文追加による番号の修正				
90	3	0	0	0	0	0	第3編	土木工事共通編	3	0	0	0	0	0	第3編	土木工事共通編					
90	3	1	0	0	0	0	第1章	一般施工	3	1	0	0	0	0	第1章	一般施工					
215	3	1	18	0	0	0	第18節	床版工	3	1	18	0	0	0	第18節	床版工					
215	3	1	18	2	0	0	3-1-18-2	床版工	3	1	18	2	0	0	3-1-18-2	床版工					
215	3	1	18	2	1	0		1. 鉄筋コンクリート床版については、以下の規定によるものとする。 (11) 受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第1編1-1-1-34後片付け）を行わなければならない。	3	1	18	2	1	0		1. 鉄筋コンクリート床版については、以下の規定によるものとする。 (11) 受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第1編1-1-1-35後片付け）を行わなければならない。	条文追加による番号の修正				
216																					
343	8	0	0	0	0	0	第8編	道路編	8	0	0	0	0	0	第8編	道路編					
417	8	13	0	0	0	0	第13章	道路維持	8	13	0	0	0	0	第13章	道路維持					
417	8	13	1	0	0	0	第1節	適用	8	13	1	0	0	0	第1節	適用					
417	8	13	1	0	5	0		5. 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-49臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	8	13	1	0	5	0		5. 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-50臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	条文追加による番号の修正				
435	8	14	0	0	0	0	第14章	道路修繕	8	14	0	0	0	0	第14章	道路修繕					
435	8	14	1	0	0	0	第1節	適用						第1節	適用						
435	8	14	1	0	5	0		5. 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-49臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。							5. 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-50臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	条文追加による番号の修正					
445	8	14	24	0	0	0	第24節	橋脚巻立て工	8	14	24	0	0	0	第24節	橋脚巻立て工					
445	8	14	24	4	0	0	8-14-24-4	RC橋脚鋼板巻立て工	8	14	24	4	0	0	8-14-24-4	RC橋脚鋼板巻立て工					
446	8	14	24	4	27	0		27. 受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編総則1-1-1-37環境対策の規定によらなければならない。 なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	8	14	24	4	27	0		27. 受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編総則1-1-1-38環境対策の規定によらなければならない。 なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	条文追加による番号の修正				
447	8	14	24	5	0	0	8-14-24-5	橋脚コンクリート巻立て工	8	14	24	5	0	0	8-14-24-5	橋脚コンクリート巻立て工					
448	8	14	24	5	6	0		6. 施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編総則1-1-1-37環境対策の規定による。 なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとする。	8	14	24	5	6	0		6. 施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編総則1-1-1-38環境対策の規定による。 なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとする。	条文追加による番号の修正				